基本目標

第3章 緑豊かな自然環境や雪国の風土と調和した、快適な生活環境づくり

政策

1. 緑豊かなまちをつくる環境保全・水資源対策

施策 26

施策

(1) 自然環境の保全

現状と課題

- ●本市は、大河信濃川、ブナ林に代表される森林など豊かな自然に恵まれており、貴重種を始め多様な野生生物が生息・生育しています。しかし、山間地域の人口減少や高齢化の進行に伴う棚田の耕作放棄の増加などにより、自然景観の保全や自然生態系の維持と希少・貴重動植物の保護、山林・里山などの適正な管理や保全などへの影響が危惧されており、今後総合的な自然環境保全の対策が必要です。
- ●山野や河川などへの不法投棄が増えています。電化製品などの一般廃棄物以外にも、タイヤや車など、 悪質な不法投棄も目立っています。このため、環境美化に対する市民意識を盛り上げ、その活動を市民 と協働で推進しながら、監視体制をより一層強化するなどの不法投棄防止策を講ずる必要があります。
- ●環境問題は、日常生活や産業活動の中の様々な要因で発生しています。本市でも養豚場からの悪臭苦情や油流出事故といったような公害に関係するものが生じています。

環境保全の重要性については、事業所を含め市民一人一人が認識を深めることが大切です。地域や事業所を含めた関係機関が連携し、子どもから高齢者まで体系的な環境教育を進める中で環境意識の啓発を図る必要があります。

項目	現状	目標
環境美化運動参加者数	5,510 人	7,000 人
(十日町市クリーン作戦、地域清掃活動等)	(平成 21 年度)	(平成 27 年度)
公害苦情処理件数	87 件	70 件
(大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、悪臭、不法	(平成 21 年度)	(平成 27 年度)
投棄、その他)		

1. 自然環境の保全

- ①都市部との交流の促進やボランティアの育成、環境保護団体や発電 事業関係者との協力などにより、市内外の人たちと一体になった自 然環境を維持保全する仕組みを構築します。また、それらの活動を 支援します。
- ②広報誌やチラシにより積極的に大型ごみなどの処理の仕方や不法投棄の防止を呼びかけ、ホームページなどで不法投棄情報を公表します。
- ③関係機関、団体などとの連携を密にし、協力を得ながら、不法投棄の監視体制をより一層強化します。不法投棄の多発個所へは、不法投棄監視力メラを設置し、その防止に努めます。

【主要事業】

- ・環境美化推進事業
- ・当間高原リゾート開発・環 境監視事業
- ・騒音・振動・悪臭対策事業

2. 環境保全の意識啓発

- ①自然とのふれあいを通して環境の大切さを学習するため、子どもエコクラブの組織化を進めます。
- ②小中学校の協力を得て学校版の十日町市エコポイント事業を実施し、子どもたちへの環境教育を推進します。
- ③老人クラブなどの住民組織を通して、身近な環境問題に対する学習 の機会を設けます。
- ④自然観察会や炭焼き体験イベントなどを開催し、市民が自然にふれあう場を提供します。
- ⑤環境問題に対する市民の関心と理解を深めるため、ホームページなどを活用し、環境にやさしい暮らし方の情報提供を行います。

【主要事業】

·環境啓発推進事業

(2) 治山治水事業の促進



- ●自然災害から市民の生命と財産を守るため、土石流・地すべり・雪崩などの山地災害の防止と、水源かん養機能の高い森林・緑の保全の一体的整備を進めることが必要です。
- ●市域には信濃川のほか数多くの中小河川があり、その大部分は急勾配です。さらに山地荒廃により、集中豪雨時や融雪期に山腹崩壊や自然護岸の崩壊による河川閉塞が起きています。このため、治水事業と 一体になった各流域の緑化推進が必要です。

1. 治山事業の促進

- ① 荒廃が進む水源山地を対象に、森林整備と治山施設の設置を一体的 に事業展開し、山地の荒廃防止と水源かん養機能の向上を図ります。
- ②傾斜林地における土砂流出や崩壊防止、雨水の流量調整など森林の 持つ多面的機能の発揮を推進するため、保安施設の設置や保安林の 維持造成のための事業を促進します。
- ③危険区域における地すべり防止対策及び急傾斜地崩壊防止対策を計画的に進め、災害の防止と景観の保全・形成を図ります。
- ④治山事業の計画的な実施を国県に働きかけます。

【主要事業】

- ・地すべり対策事業
- ・松之山地域緑と水の総合治 山事業

2. 治水事業の促進

- ① 荒廃地からの土砂流出を防ぐために流域の緑化を推進するとともに、河川の安定及び土石流の防止を図るため、積極的に砂防工事を促進します。
- ②水資源を多目的に利用するため、治水施設の建設を促進します。
- ③治水事業の計画的な実施を国県に働きかけます。

【主要事業】

· 十日町地域河川改修事業

(3) 水資源の確保



- ●本市の水の供給は地下水と河川水に依存しており、長期的に安定した水供給を図る必要があります。また、十日町地域を始め地下水位の低下が問題となっている地域では、適正な地下水利用を図るため、地下水かん養対策と水の再利用の研究をする必要があります。
- ●信濃川や清津川などの河川は、発電用水などに長年活用されてきたため、河川環境への影響が心配されます。本来の河川によみがえらせるためには、流量の確保が緊急の課題となっています。近年、河川に関し市民の意識が非常に高まってきており、将来に向けた河川環境のあるべき姿の議論が深まっています。

1. 水資源の確保

- ①現在ある長期水需給計画を基に、新たに全市を対象とした総合的水 需給計画を策定します。
- ②市街地近郊の山間地に雪ダムを設け、現在、河川敷に投入している ダンプ排雪の雪を水資源として活用する研究を進めます。
- ③地下水位の低下が問題となっている地域では、地下水利用の現状把握に努めるとともに、地下水利用施設の他の手段への切替えや、消融雪施設用水の循環システムなどの研究を進めます。
- ④山林や農地の保全管理に努め、河川水と地下水の汚染防止と水源かん養に努めるとともに自然保護を図ります。
- ⑤現在、実施している信濃川及び清津川での試験放流を多面的に調査 及び検証するとともに、市民を始め国、県、関係団体と協議しなが ら発電利用と共生できる維持流量の確保を実現します。

【主要事業】

•河川環境整備事業

2. 河川環境の整備

- ①信濃川及び清津川の河川環境運動に取り組む団体などの市民活動を 引き続き支援します。また、発電利用との共生を実現するとともに、 河川環境と水利使用との調和を図ります。
- ②河川環境の改善を進めながら、市民が気軽にふれあうことができるよう水辺空間の整備を図ります。また、親水イベント等を積極的に行うとともに、地域や団体で行うイベントや環境活動を支援します。
- ③信濃川河川環境の良好な維持向上を始め、環境との調和及び共生に 資する地域づくりのため、環境共生基金の活用を図ります。

【主要事業】

- ·河川環境整備事業
- ·信濃川親水化整備事業

政策

2. 生活や経済活動を支える交通・通信網の整備

施策

(1) 道路網の整備



現状と課題

- ●南北に縦断する国道 117 号と並行する国道 403 号、東西に横断する国道 252 号、253 号、353 号が道路網の骨格を形成し、これらを基軸として国道 405 号、主要地方道、一般県道が地域内を連絡しています。しかし、その多くが峠越え路線であることから、行き止まり道路・通行規制区間などでネットワークとして十分機能していない課題があります。
- ●「上越魚沼地域振興快速道路」は関越自動車道六日町ICと上越方面を結ぶ国道 253 号の地域高規格道路で、八箇IC・六日町間の八箇峠道路は整備区間として現在整備が進められています。今後は、早期完成に向けた取組と、全線の整備区間への昇格及び整備を強力に促進する必要があります。
- ●国県道は、狭あいな道路幅員・急カーブ・急勾配などの問題解消や歩行者の安全確保、冬期間の雪崩対 策への要望も強く、未改良区間や危険箇所の早期改善が急務です。
- 市道は、居住環境や防災面など都市基盤を構築する重要な施設であり、地域内の交通利便性を高めるために、計画的に整備していく必要があります。
- ●交通量の増加に伴い、幼児、児童、高齢者、障がい者などの歩行者の安全確保が必要です。特に、交通 量の多い箇所においては早急な対応が求められており、歩道の整備が急務です。

国県市道の整備状況

平成 21 年 4 月 1 日現在

\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	7.T. E. ()	改良	済	舗装	済
道路種別	延長(m)	延長(m)	率 (%)	延長(m)	率 (%)
国道6路線	151,047.2	136,289.9	90.2	150,937.6	99.9
主要地方道 9 路線	86,331.5	66,378.8	76.9	85,130.1	98.6
一般県道27路線	164,452.9	110,628.6	67.3	161,371.1	98.1

平成 22 年 4 月 1 日現在

						· / 3 = / 0 -
		市内実延長	改良	済	舗装	済
路線数	道路種別	(m)	延長(m)	率 (%)	延長(m)	率 (%)
	1 級	133,625.8	123,932.0	92.7	128,483.4	96.2
市道	2 級	162,299.2	134,900.8	83.1	135,447.0	83.5
1,941 路線	その他	903,481.7	479,893.4	53.1	579,686.4	64.2
	計	1,199,406.7	738,726.2	61.6	843,616.8	70.3

(資料:建設課)

1. 地域高規格道路整備の促進

- ①上越魚沼地域振興快速道路について、沿線市町と連携を密にし、全線の整備区間指定と早期着工、早期完成に向け、関係機関に強く働きかけます。
- ②首都圏との高速交通体系の整備を促進するため、整備区間となっている八箇峠道路について、早期完成と供用開始に向け取組を強化します.
- ③十日町インターチェンジ周辺土地利用基本計画を、その後の土地利 用環境の変化を受けて見直します。また、周辺の活性化プランを策 定します。

【主要事業】

- ·道路整備事業(市道高山水沢線)
- ・まちづくり計画策定事業(土地利用計画策定など)

2. 国・県道整備の促進

①国道

道路ネットワークとしての機能を確保するため、家屋連たん地域における車道の拡幅、歩道の整備促進、未改良区間及び危険箇所の早期整備を関係機関に働きかけます。

②主要地方道

広域的な利用を始め、集落と市街地とを結ぶ幹線道路として、整備の促進と危険箇所の早期改善を関係機関に働きかけます。

③一般県道

集落を始め、地域内の主要幹線道路を結ぶ道路として、整備の促進と危険箇所の早期改善とともに、 主要幹線市道の県道昇格を関係機関に働きかけます。

3. 市道整備の推進

①幹線道路

国県道と共に道路網の骨格を形成する幹線道路の整備を促進するため、市街地を中心とした都市計画道路を整備します。また、その他幹線道路については、広域的な利用と生活道路との整合を図りながら、計画的に整備を進めます。

②生活道路

幹線道路との有機的な道路ネットワークの形成を図ります。

③地域特性等に合わせた道路整備 雪に強く利便性の高い道路の整備を図ります。また、費用対効果に 配慮した道づくりを進めます。

【主要事業】

- ・橋りょう長寿命化計画策定事業
- ・各地域道路整備事業(国庫補助・起債・単独による市道整備)
- ·住宅市街地基盤整備事業(市道 本町西線)

4. 歩道整備の推進

①幼児、児童、高齢者や障がい者など人にやさしいまちづくりを推進 するため、通学路や公共施設、商業施設周辺など、歩行者の多い危 険箇所を中心に歩道を整備します。

【主要事業】

·道路整備事業(歩道整備)

項目	現 状	目標
主党业户 延星	738.7km	767.1km
市道改良延長	(平成 21 年度)	(平成 27 年度)
上	41,383m	45,140m
歩道整備延長(のべ延長) 	(平成 21 年度)	(平成 27 年度)

(2) 公共交通機関の充実

施策 30

- JR飯山線、ほくほく線及びバス路線などの公共交通機関は、通勤通学や高齢者の移動手段など、日常生活にはなくてはならないものです。しかし、最も地域生活に密着しているバス路線は、マイカーの普及や人口の減少などの影響に伴い、路線数、便数ともに減少しており、利用しやすいとは言い難い状況にあります。
- ●人口減少や高齢化が進む中、日常生活や通院、緊急時における交通手段の確保が、重要な課題となって います。
- ●本市内に存在する公共交通が運行されていない交通空白地の解消が、重要な課題となっています。
- ●地球温暖化防止などの環境対策を推進するためにも、環境への負荷が比較的少ない公共交通機関の利用 を促進する必要があります。
- 2014 年度の北陸新幹線開業後は、ほくほく線の特急が廃止される可能性があることに加え、ほくほく線の普通列車のJR上越線及びJR信越本線への乗り入れが維持できるかどうか懸念されています。
- JR飯山線の長岡・新潟方面への直通運転、長野方面への接続や雪に強い輸送体制の確立など、利便性の改善が課題となっています。

1. 公共交通機関の利用の促進

- ①公共交通の必要性や地球環境に配慮した温室効果ガスの抑制などの 啓発を行い、自家用車の代替手段として公共交通の利用の普及に努 めます。
- ②鉄道、バス、タクシーの特性を生かした相互連携や公共交通に関する各種情報提供など、公共交通の利便性の向上に努めます。

【主要事業】

・公共交通利用アップ等推進 事業

2. バス路線の維持・確保

①自家用車など他の交通手段を持たない高齢者や障がい者などの交通 弱者の利便性向上のため、赤字バス路線への運行支援を行うととも に、路線バスのない地域では地域の実情に合わせ市営バスや市福祉 バスを運行するなど、公共交通機関の維持を図ります。

【主要事業】

- 生活交通確保対策補助事業
- ・市営バス運行事業
- ・中里地域福祉タクシー・ 福祉バス運行事業
- ・市営バス整備事業

3. 交通空白地の解消

①交通空白地における市民の生活交通を確保するため、コミュニティ バスや乗合タクシーなどの導入に向けた実証実験を行い、本格導入 を目指します。

【主要事業】

• 交通空白地解消事業

4. 飯山線及びほくほく線の利用の促進

①長岡・新潟方面への直通運転など、飯山線及びほくほく線の利便性の向上を関係機関に働きかけます。また、飯山線及びほくほく線の活性化に向けて、関係機関と連携しながら、観光開発やイベント開催などの検討を進めるとともに、マイレール意識の醸成に努めます。

【主要事業】

・公共交通利用アップ等推進 事業

5. 2014 年問題への対応

- ①2014 年度の北陸新幹線開業後も、ほくほく線の普通列車のJR上越線及びJR信越本線への乗り入れが引き続き可能となるよう、関係機関に強く働きかけます。あわせて、上越新幹線の利用者減少に伴う減便やほくほく線の特急廃止などが予測されるため、沿線自治体とともに対策を検討します。
- ②2014 年度の北陸新幹線開業に向け、北陸新幹線飯山駅における新幹線との円滑な接続など、飯山線の利便性向上が図られるよう、関係機関に働きかけます。

項目	現 状	目標
六. 8. 4. 4. 4. 4. 4. 4. 4. 4. 4. 4. 4. 4. 4.	7 地区	0 地区
交通空白地数	(平成 21 年度)	(平成 27 年度)

(3) 情報通信ネットワークの整備・活用



- ●公共施設間の情報ネットワーク網及び市内全ての地域における光ファイバー網が整備されており、これ らの高速情報基盤網を活用した市民サービスの向上と電子自治体の更なる推進を図る必要があります。
- ●携帯電話の不感地域は解消されました。地上デジタル放送に対応するための約 180 の共同受信施設の改修は平成 22 年度中に完了する予定ですが、鮮明に受信できない家庭や事業所への対応が必要です。
- ●情報通信技術格差(デジタルデバイド)を解消するため、民間・産業界、各種団体との連携強化による 情報通信技術利活用の啓発、情報通信サービスを利用する人々の利活用能力(情報リテラシー)の向上 が大切です。

1. 情報通信技術を活用したサービスの充実

- ①インターネットを活用した施設情報や防災情報等の位置情報を提供する地理情報提供システムや、市役所まで行かなくても申請・届出を行うことができる仕組みなどを充実させ、電子自治体を推進し市民の利便性向上を図ります。
- ②税・上下水道料等のコンビニ収納及び地方税電子申告サービスを導入実施するとともに、税等のインターネットを経由したクレジットカード収納サービス導入など時代に即したサービスを検討します。
- ③災害時も利用可能な携帯メールによる一斉配信や RSS¹⁾ 配信など情報伝達の迅速化・即時化を図ります。

【主要事業】

- ・統合型地理情報システム (GIS) 構築事業
- ・市民向けサービス構築事業

2. 地上デジタル放送受信への対応

①全ての共同受信施設の改修、受信できない家庭や事業所への支援を 徹底し、全ての地域で地上デジタル放送が受信できる環境を平成 23 年7月までに整備します。

【主要事業】

• 難視共聴施設整備事業

3. 市民の情報利活用能力の向上

- ①民間団体と連携したイベントや情報化研修などを通じて、地域情報 化の必要性の普及啓発を推進します。
- ②より多くの市民が情報通信サービスを利活用できるよう、市民がお 互いに学び、教え合う活動を支援します。

·情報利活用普及啓発事業

1)RSS(Rich Site Summary) とは、ホームページ内の最新の見出しや更新情報などを配信するための規格。「RSS リーダー」など対応ソフトを使うことにより、「十日町市ホームページ」にアクセスしなくても、最新情報を自動的に簡単にチェックすることができる。

政策

3. 雪を治め活用する克雪・利雪対策

施策

(1) 冬期間の交通確保



現状と課題

- 道路除雪は雪捨て場が減少しており、特に住宅密集地ではダンプ運搬による排雪を余儀なくされています。効率的な除排雪システムを確立するためには、雪捨て場の確保や除雪に適した道路構造の研究が必要です。また、一晩に大量の降雪に見舞われる山間地道路では除雪作業の迅速化と、一部の山間地集落内では圧雪路線の無雪化が緊急の課題です。
- ●冬期間の安全で快適な歩行者空間の確保は日常生活の課題であり、雪みち計画²⁾により関係機関と住民が一体となって推進する必要があります。
- ●流雪溝は、十日町地域の全体計画延長 58.9km のうち平成 21 年度までに 52.3km が整備されています。 今後は、克雪用水源の確保に努め、市街地以外の地域で流雪溝整備計画の策定を行い、さらに各地域で 計画されている流雪溝整備の推進を図る必要があります。
- ●消雪パイプは、市街地の家屋連たん地区を中心に設置されています。消雪パイプは設置後、20年以上が経過した老朽化施設が多くなっており、計画的な更新が必要です。また、十日町地区では冬期間の地下水位低下が激しく、地下水の適正利用が必要であり、無散水融雪施設などへの切替えが必要です。
- 冬期間の山間地集落では、雪崩による生命の危険や生活への影響が大きな不安となっています。このため、冬期間の安定した道路確保を阻害する雪崩危険箇所の早期解消に努める必要があります。

●道路除雪の状況

平成 22 年 4 月現在

	合 計	国道	主要地方道	一般県道	市道
道路延長 (km)	1,599.2	151.0	86.3	164.5	1,199.4
機械除雪延長 (km)	781.4	111.7	57.4	113.9	498.4
機械除雪延長率(%)	48.9	74.0	66.5	69.2	41.6
消雪パイプ延長 (km)	126.3	30.0	19.9	9.2	67.2
消雪パイプ延長率(%)	7.9	19.9	23.1	5.6	5.6
道路除雪延長 (km)	907.7	141.7	77.3	123.1	565.6
道路除雪延長率(%)	56.8	93.8	89.6	74.8	47.2

※市道内訳:市路線委託除雪 355.6km、町内委託除雪 142.8km(圧雪路線 7.5km を含む)

(資料:建設課)

2)雪みち計画:市民参画を基本として、歩行者空間ネットワークを構築し、冬期間の安全で快適な歩行者空間を確保することを目的とした計画のこと。

1. 道路除雪の推進

- ①歩道除雪を含めた除雪レベルの向上を図るとともに、除雪路線を拡大します。
- ②効率的な除雪を行うため、堆雪帯などを設けた道路構造への改善に 努めるとともに、冬期以外の利用も考えた多目的な雪捨て場の確保 を図ります。また、山間地道路では幅員の拡大、急勾配・急カーブ の解消に努めます。
- ③除雪機械の増強など除雪体制の充実を図ります。

【主要事業】

- 建設機械整備事業
- 建設機械車庫整備事業

2. 歩行者空間の確保

- ①雪みち計画に基づいた歩道除雪の実施、融消雪施設の整備、小形除雪車の配備及び小型除雪機の貸与により、効率的な歩道除雪を推進します。
- ②電柱の移設など除雪に適した歩道構造への改善、無散水融雪施設の 効率的活用を推進します。

【主要事業】

·十日町市小型除雪機械共同導入 事業

3. 流雪溝の整備

- ①河川からの取水を行い克雪用水確保を図りながら、計画的な流雪溝 の整備を推進します。
- ②十日町地域の重要な克雪施設として、晒川ダムの早期完成を目指して事業を促進します。
- ③各地域の流雪溝運営組織などとの連携により、流雪溝の効率的な運用と維持管理に努めます。

【主要事業】

・流雪溝整備事業

4. 消雪パイプの整備

- ①雪出し場の減少により機械除雪が困難になっている家屋連たん地区では、消雪パイプの整備による道路の確保を検討します。また、老 朽化した消雪パイプの計画的な更新を推進します。
- ②消雪パイプの整備については、地下水の適正揚水を考慮するとともに、効率的な消雪施設の検討・整備を推進し、運転操作の改善などにより節水を図ります。
- ③地下水資源を守るため地下水位の測定を継続的に行い、節水の啓発 に努めます。

【主要事業】

・消雪パイプ整備・更新・改修・ 修繕事業

5. 雪崩危険箇所の解消

- ①雪崩危険箇所のパトロールを強化し、緊急時における災害情報システムを確立します。
- ②国・県補助事業の積極的導入により、雪崩防止施設の設置、段切り 工事などを推進し、雪崩危険箇所の早期解消に努めます。

【主要事業】

· 冬期集落保安要員設置事業

項目	現 状	目標
	490.9km	499.2km
除雪延長(圧雪路線除く)	(平成 21 年度雪害予防計画)	(平成 27 年度)
流雪溝整備延長	70.1km	80.7km
(十日町市市街地地域・川西地域)	(平成 21 年度)	(平成 27 年度)
ᄬᄼᇕᅘᄷᅚᄐ	67.2km	74.2km
消雪パイプ整備延長	(平成 21 年度)	(平成 27 年度)

(2) 克雪対策の充実



- ●本市の住宅づくりは雪への対策が最重要課題です。近年建築される住宅のほとんどは、屋根雪処理への対応がなされています。しかし、既存住宅の多くは雪おろしが必要であり、住宅密集地では雪処理の空間が少ないことが、防災上からも大きな課題となっています。
- ●雪おろしは、転入者など雪おろしの経験のない世帯や高齢者世帯には大きな負担となっており、早急な 屋根雪処理対策が課題です。また、市街地における道路除雪への負担軽減対策としては、住宅戸々の対 応に限界があるため、地域ぐるみによる効果的な屋根雪対策を進めることが必要です。
- ●山間地集落では、人口の減少と高齢化により、冬期間の生活道路の道付けや高齢者世帯の雪おろしなど を自力で行うことが困難になってきており、その対応が課題です。

1. 克雪住宅の普及促進

- ①現行の克雪住宅支援制度を継続しながら、住宅の立地特性に応じた 補助制度の拡充などの支援を検討します。
- ②エネルギーを消費しないなど環境保全の面から優れている技術の普及促進を図り、住宅の克雪化を支援します。

【主要事業】

・克雪すまいづくり支援事業

2. 屋根雪処理対策の支援

- ①市内外の屋根雪処理ボランティアグループと連携をとり、情報提供 を行うなどの仕組みづくりを検討します。
- ②克雪住宅の集団的整備など、道路除雪の負担軽減に貢献する取組の 積極的な支援を図ります。

【主要事業】

· 克雪住宅集団的整備事業

3. 山間集落克雪体制の整備

- ①生活道路の道付けや高齢者世帯などの雪おろしの支援をします。
- ②地域・集落単位の住民による自主的な地域克雪体制確立を支援します。
- ③小型除雪機械の配備及び保安要員の配置、除雪ボランティアの派遣 など、支援策の検討を行い、冬でも安心して暮らせる山間地集落の 生活環境改善に努めます。

【主要事業】

- ・十日町市小型除雪機械共同 導入事業
- · 冬期集落保安要員設置事業

項目	現 状	目標
住宅の克雪化率	53% (平成 21 年度)	60% (平成 27 年度)

■(3)利雪・親雪の推進



- ●環境保全の観点から、雪冷熱エネルギーの利用拡大を図ることが重要です。
- ●雪を水資源として有効に活用する方法を検討する必要があります。
- ●雪を自然の恵みとして生かそうという親雪の意識が定着し、雪国が育んできた豊かな自然・風土・文化 を再認識する機運が高まる中、雪から生まれた独特の風習や文化、夏場の雪活用を地域間交流に利用す ることが重要です。
- ●雪まつりや冬のアウトドアスポーツ、新しい雪国レクリエーションなどを観光資源として情報発信し、 交流人口の増加を図ることが重要です。

1. 雪エネルギー利用の促進

- ①地球環境問題が論議されている中、雪冷熱エネルギーはクリーンエネルギーとしてますます注目されており、雪冷熱エネルギー供給システムの研究支援を継続します。
- ②豊富な雪を水資源として利用するため、新たな雪利用の研究を関係機関と連携しながら推進します。

2. 親雪と交流の拡大

- ①雪の降らない地域との交流の架け橋として、雪国独特の行事や遊び を通した地域間交流や保存雪を利用したまつりなどを行い雪の魅力 のPRに努めます。
- ②雪まつりを始めとした各地域の親雪イベント及び雪国の新たなレク リエーションであるスノーチュービングやツマリアンボールなどを 観光資源として情報発信し、交流人口の増加を図ります。

【主要事業】

・観光振興事業

政策

4. 快適な生活環境の充実

施策

(1) 低炭素・循環型社会の推進



現状と課題

- ●ごみの減量化と再資源化を推進するために分別回収を徹底するとともに、3R(リデュース、リユース、リサイクル)の取組を推進しており、ごみ処理量は年々減少しています。今後も、限りある資源の有効利用や環境への負荷の少ない循環型社会を構築していくため、市民・事業者に対するごみ減量意識の普及啓発を図るとともに、リユース食器によるイベントごみの減量化や食品リサイクルの取組などを推進します。
- ●地球温暖化問題は日常生活や事業活動などの要因が複雑に影響しており、特定の主体による取組だけで は解決が困難です。これらの解決のためには、日常生活の中での省エネルギーや自動車利用の抑制など、 市民や事業者の一人一人による行動が不可欠です。
- ●「十日町市バイオマスタウン構想」の実現に向けて、バイオマス資源の利活用の促進に取り組みます。 また、石油などの化石燃料に代わるエネルギーとして、太陽光や地熱、小水力、雪氷など自然エネルギーの利活用を推進し、環境負荷の低減を図ります。
- ●ごみ焼却施設は平成5年度から稼動し経年劣化も進んでいます。また中里地域、松之山地域は津南地域 衛生施設組合でのごみ処理が継続されており、ごみ有料化などは市内で取扱いの一元化がなされていな い現状にあります。このため、ごみ処理一元化やストックマネジメント手法を用いた施設延命化改造を 具体化することが課題です。
- ●現有のし尿処理施設は昭和 39 年建設当時の施設を改良しながら稼動してきていますが、全体的な老朽 化が進行しています。し尿処理施設の更新はコストがかさむことから、下水処理センターでし尿等を受 け入れ、下水と一緒に処理できるようにするため、し尿前処理施設の建設が課題です。

ごみ処理量の推移

(単位: t)

区分	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
計	19,385	19,164	19,304	18,264
燃やすごみ	14,576	14,190	13,717	12,846
埋立ごみ	1,439	1,055	934	948
資源ごみ	3,370	3,919	4,653	4,470

(資料:環境衛生課)

項目	現 状	目標
一般廃棄物資源化率	17.6%	25.0%
※資源化率=資源ごみ量÷ごみ総処理量	(平成 21 年度)	(平成 27 年度)

1. ごみ減量化・リサイクル化の推進

- ①環境にやさしい循環型のまちを目指し、3Rを普及啓発し、市民に ごみを出さない生活様式への転換を促します。
- ②分別収集の徹底を図るとともに、家庭での生ごみの堆肥化によるご みの減量を推進するために、生ごみ処理容器の普及や生ごみの堆肥 化地域の拡大を目指します。
- ③事業者に対して自己責任の周知を徹底するとともに、事業系ごみ処理手数料の見直しを図ります。
- ④リユース食器の普及によるイベントごみ減量化やNPOなどリサイクル団体の育成及び市民環境会議を通じたネットワーク化など、市民・NPO・事業者と協働してごみの減量に取り組みます。

【主要事業】

- ・エコポイント事業
- 堆肥化施設整備事業

2. 地球温暖化対策の推進

- ①市独自のエコポイント事業を実施し、レジ袋の削減、廃食用油の回収、BDF燃料の利用促進など家庭からできる温暖化対策の取組を推進します。
- ②行政が率先して温暖化対策の実行計画を策定・実践し、事業者・団体などに対してはエコアクション 2 1 などの環境管理システム $^{3)}$ の普及を図ります。

【主要事業】

- ・地球温暖化対策地域推進事 業
- ・エコポイント事業

3. 省エネルギー対策・自然エネルギー導入の推進

- ①地域に豊富に存在するバイオマス資源を有効に活用して、廃食用油のBDF化、木質バイオマスのペレット燃料化、生ごみを有効利用した有機堆肥づくりなどの取組を進めます。
- ②地球温暖化の原因ともなる化石燃料から、太陽光・太陽熱や雪冷熱、 地中熱、温泉熱、小水力などの自然エネルギーを利用した環境にや さしい地域社会を目指すとともに、そのエネルギーを産業にも生か していきます。
- ③学校における省エネルギー教育・活動などの環境教育を推進します。
- ④環境フェアにおいて、事業者と協働しながら、市民の新エネ・省エネルギーへの関心を高めるとともに、新エネ・省エネルギー製品の普及を図ります。

【主要事業】

- ·地方公共団体対策技術率先導入 補助事業
- ・地域バイオマス利活用交付金事 業
- ・バイオマス利活用推進事業
- ・住宅用太陽光発電システム設置 補助事業

4. ごみ焼却施設の更新

- ①循環型社会形成推進地域計画を策定し、十日町市全域の一般廃棄物の処理の目標を定めます。
- ②廃棄物処理施設長寿命化計画を策定し、焼却施設の延命化・省エネー 化計画を定めます。
- ③ストックマネジメント手法を用いた既存焼却施設の長寿命化工事を 行い延命化を図ります。
- ④延命化改修による焼却施設は、熱回収・省エネなどの付帯機能の整備を図ります。

【主要事業】

・ごみ処理施設改修事業

5 し尿処理施設の更新

- ①下水処理センターにし尿前処理施設を建設し、し尿と浄化槽汚泥、 農業集落排水汚泥の処理を行います。
- ②し尿処理施設の更新に伴い、運営体制や収集手数料などの検討を進めます。

【主要事業】

・し尿前処理施設整備事業

3)環境管理システム:事業者が環境保全に関する方針や目標を自ら設定し、この達成に向けて事業所内などで取り組むための体制や手続きのこと。



現状と課題

- ●水道については、上水道・簡易水道ともほぼ充足していますが、建設後相当な年数を経て老朽化した施 設が多く、耐震化も含めた施設の更新が必要です。また、山間部の水道未普及地域では浅井戸やわき水 などを水源としているため、水質・水量とも不安定な状況になっている地区があることから、水道施設 整備を推進し、安全で安定的な生活用水の供給を図る必要があります。
- ●下水道については、公共用水域の保全や生活環境整備の充実を図るため、今後も計画的に整備を進める とともに、集合処理での計画区域外である中山間地域においても、合併処理浄化槽 4)で整備をする必要 があります。また、処理場・管路施設の一部が老朽化しており、耐震化を含めた施設の更新が必要です。 あわせて、水洗化率 5) の向上を図るための普及啓発が必要です。
- ●上下水道事業は、使用料収入を主体として事業経営を行う公営企業であることから、より一層、経営の 健全化を図る必要があります。

水洗化率の状況

(単位:%)

区分	平成 19 年度	平成 20 年度
全国平均	92.3	92.5
新潟県平均	83.0	83.7
十日町市	83.8	83.9

(資料:上下水道局)

項目	現状	目標
水洗化率	85.8%	90.0%
※水洗化率 = 水洗化人口÷処理人口	(平成 21 年度)	(平成 27 年度)

1. 水道施設の整備

- ①生活用水の安定給水を確保するため、水源や浄水場などの老朽化し た施設を計画的に更新改良し耐震化を進めます。
- ②管路については、老朽管の布設替えを行い主要管路の耐震化を進めます。また、マッピングシステム化 ⁶⁾ した管網図等を十分活用し、 業務の効率化を図るほか、災害時に迅速・的確に対応します。

【主要事業】

- ・上水道浄配水場改築・耐震 化、管路整備事業
- · 各地域配水管整備事業
- ・松代・松之山地域簡易水道等施 設整備事業

2. 水道未普及地域の解消

①水道未普及地域の安定した生活用水確保のため、それぞれの地域の水需給状況などを把握し、施設整備を計画的に行います。

【主要事業】

·中里地域未普及解消事業

3. 下水道処理施設の整備

- ①下水道整備計画における未整備区域については、今後も計画的に施 設整備を進めます。
- ②老朽化した処理場・管路施設の耐震化や機能向上を図るため、長寿命化支援制度を活用して計画的な施設改築を進めます。

【主要事業】

- ・公共未普及解消下水道事業
- ·十日町特環未普及解消下水道事業
- ・十日町下水処理センター水質保 全・資源循環形成下水道事業

4. 合併処理浄化槽の整備

①中山間地域の水質保全や生活環境の充実を図るため、合併処理浄化 槽での施設整備を進めます。

【主要事業】

· 浄化槽建設事業

5. 上下水道事業経営の健全化

- ①経営の合理化を図るため、業務の委託化を進めます。
- ②経営基盤の強化と給水サービス水準の向上を図るため、水道事業の統合を進めます。
- ③整備済地区の未加入者に対し、水道週間や下水道促進デーなどの機会を通して、つなぎ込みを促進し 普及率の向上に努めます。
- 4)合併処理浄化槽: し尿だけでなく生活排水全般について処理する浄化槽のこと。し尿だけの場合は単独処理浄化槽というが、現在は単独の設置は許可されていない。
- 5)水洗化率:下水道及び合併処理浄化槽が利用できる区域において、その区域内で施設を利用し水洗化している人口の割合。
- 6)マッピングシステム化:管路情報をデジタル化し、地図上に示すこと。

現状と課題

- ●市街地・住宅地における災害時の延焼遮断帯や緊急避難地を兼ねた公園・広場などのオープンスペース の確保が課題です。また、通常時よりも更に条件が悪くなる降積雪期の震災を想定した対策も必要です。
- ●山間部には自然林や人工林など豊かな森林空間があり、環境保全からも貴重な財産です。このため、森 林空間の重要性を再認識し整備することが課題です。
- ●信濃川、清津川を始めとする水辺の多様な生態系を回復し、市民が水辺環境に親しむためには、発電利 用との共生を図りながら、豊かな流量の確保と親水空間の整備が必要です。
- ●周囲を緑豊かな自然に囲まれながらも、市街地においては緑が少ない状況です。緑化を促進し、水と緑と花があふれるまちづくりが必要です。
- ●市内中心部にある公園の多くは開設以来数十年を経過しており、遊具等の公園施設の老朽化やバリアフリー化の遅れが課題となっています。
- ●農村地域においては、集会施設などの用地を有効に活用し、公園・広場の整備が必要です。

公園・広場等開設の状況

平成 22 年 4 月 1 日現在

都市計画決定公園		その他公園		農村公園等		市全体の公園	
箇所	面積(ha)	箇所	面積(ha)	箇所 面積(ha)		箇所	面積(ha)
13	14.57	55	121.39	14	6.66	82	142.62

(資料:農林課・都市計画課)

都市計画区域内の1人当たり都市公園等面積現況

平成 22 年 4 月 1 日現在

区分	箇所数	人 口(人)	公園面積(ha)	1人当り面積(㎡)
	63	46,825	134.99	28.8
十日町市	(25)	(17,154)	(19.25)	(11.2)
新潟県平均				11.3
全国平均				9.4

(資料:都市計画課)

- ※()内はDID区域:人口集中地域(人口密度1km3当たり約4,000人以上の地区)
- ※農村公園を除く

1. 災害に備えた安全空間の確保

- ①都市レベルの防災性を高めるために、現在位置づけられている一次避難地に加え、公園・緑地の再整備を図るとともに、地域住民の理解を得ながら私有地についても避難地として機能するよう検討します。
- ②冬期間の震災を想定した一次避難場所の確保を検討します。

2. 森林空間・親水空間整備の促進

- ①多面的機能を持つ森林を保全しその利用を促進するとともに、生態 系や防災にも配慮した複合機能林(混合林)の整備と保全に努めま す。
- ②信濃川、清津川を始めとする河川には、人々の生活に豊かさと潤いを与える水辺環境があります。これらの水辺環境は市民のための貴重な親水空間として、市民を始め関係機関と協働しながら保全・整備を図ります。

【主要事業】

·信濃川親水化整備事業

3. 身近な公園・緑地・広場の整備

- ① 都市計画マスタープランに基づき、公園・広場整備や市街地・住宅地の緑化を推進します。
- ②公園利用者の安全・安心のため、遊具等の安全確保と公園施設のバリアフリー化を推進し、身近な公園の整備充実を図ります。
- ③農村地域のコミュニティ強化のため、地域住民と協働して集会施設 などを利用した緑地・広場の整備を推進するとともに、花いっぱい 運動など、地域の美化活動を支援します。

【主要事業】

· 公園整備事業

項目	現 状	目標
公園の遊具更新箇所数	0 箇所	14 箇所
ム国の歴宗史和 画別 数	(平成 21 年度)	(平成 27 年度)

現状と課題

- ●少子・高齢化の進展、若者の他地域への転出など社会状況の変化が大きく現れてきています。今後、様々 なニーズに対応した住宅施策を進めることが必要です。
- ●低所得者層に対応した賃貸住宅の供給が少ないことが課題です。また、公営住宅は、建替えが進んでいるものの、一部では老朽化が進み居住環境が悪化しており、一層の整備が必要です。
- ●低中所得層の住宅取得については、安価な住宅用地の供給が少なく、居住水準を確保するため優良宅地 の供給を促進することが課題です。
- ●人口に占める高齢者の割合が高まり、高齢者夫婦や単身者からなる世帯の増加が予想されます。また、 障がい者が安心して暮らすことができる社会づくりが求められています。このため、高齢者や障がい者 が自立して生活できる生活支援型住宅の供給や改築への支援が必要です。
- 平成 16 年に発生した中越大震災においては、主に昭和 56 年以前の旧建築基準法で建築された住宅に被害が生じました。住宅の耐震化は生命を守る基礎であることから、支援制度を整備し、耐震化を促進する必要があります。

公営住宅戸数の現状

平成22年4月1日現在

	1 //%	
地域	団 地	戸 数
十日町	9	229
川西	6	50
中里	1	6
松代	7	72
松之山	4	36
計	27	393

(資料:都市計画課)

公営住宅入居申込応募倍率の推移

地域	17 年度	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度
十日町	5.0	4.2	2.5	2.8	2.9
川西	_	1.7	2.9	3.2	2.3
中里	_	_	_	_	_
松代	0.3	0.5	0.7	1.2	0.9
松之山	_	1.0	1.0	_	1.0

(資料:都市計画課)

1. 住宅マスタープランの推進

- ①市民の誰もが安心して快適に住み続けることができるように、優良な住宅の供給を誘導する住宅マスタープランを推進します。
- ②多様な生活スタイルに合わせた住まい選びができるような住宅の供給、住宅の改良、住み替えに対する支援を行います。

2 公営住宅の整備

- ①民間の賃貸住宅への入居が困難な低所得者層を対象に、適切な居住 水準を備えた公営住宅の供給を推進します。
- ②老朽化した公営住宅については建替えを推進し、住環境の改善を図ります。

【主要事業】

- · 市営住宅建設事業
- · 市有住宅建設事業
- ·市営住宅改修事業

3. 優良宅地の供給促進

- ①優良宅地を供給するための土地区画整理事業を推進します。
- ②民間資本による優良な宅地・住宅供給を促進します。
- ③千歳ニュータウンや沖ノ原住宅団地等の造成済地の販売を促進し、 土地開発公社等を活用した優良宅地の供給を推進します。

【主要事業】

- ·十日町駅西土地区画整理 事業
- · 西本町土地区画整理事業

4. 住宅のバリアフリー化・耐震化の促進

- ①高齢者や障がい者の自立を助け、家族の介助にかかる負担を軽減するためのバリアフリー住宅の建設及び既存住宅の改築を促進します。
- ②高齢者や障がい者向け住宅整備事業の補助制度の充実を図ります。
- ③住宅の耐震診断、耐震化に対する支援制度を整備し、住宅の耐震化を促進します。

【主要事業】

- ・高齢者・障がい者向け安心住まいる整備事業
- ·木造住宅耐震対策事業

項目	現 状	目標	
\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	393 戸	434 戸	
公営住宅戸数	(平成 21 年度)	(平成 27 年度)	
(大字の)対象 (火衣	57%	76%	
住宅の耐震化率	(平成 21 年度)	(平成 27 年度)	

政策

5. 計画的な土地利用の推進

施策 39

施策

(1) 美しい街並み整備・景観形成

- ●十日町駅を中心とした市街地では、住宅の移転による空地の増加や郊外店の進出などにより活力が低下 しており、都市機能が充実した活気ある空間とすることが課題です。
- ●市街地では、街並みの整備が徐々に進められていますが、地域の風土・産業・雪国文化などに根ざした 景観は形成されていません。それぞれの地域が持つ特性やその地域らしさを生かした景観形成が必要です。
- ●農村地域においては、豊かな自然や田園風景などが調和し、風土とともに人々がつくりあげてきた景観が見られます。今後は、各地域の特性を生かした潤いと安らぎのある地域づくりが課題です。
- ●本市は、市域を南北に信濃川が流れ、両岸の河岸段丘に農地などの緑地が広がり、その背後の丘陵地には森林区域があり豊かな自然に恵まれています。これらの保全と自然環境を生かした景観形成が課題です。

1. 都市計画の推進

- ①市民参加の計画的なまちづくり、にぎわいのある都市空間を創出するため、都市計画を推進します。
- ②全ての市民にやさしい都市空間づくりを目指し、ユニバーサルデザイン 7)の導入を図るとともに、雪国に合ったまちづくりを推進します。

【主要事業】

· 土地利用規制等対策事業

2. 街並み景観形成

- ①高齢者や若者がいきいきと安全安心に共生するため、市民、企業、NPO組織、ボランティアグループ、振興会、地域自治組織などの参画による都市基盤の再構築を考える組織づくりを検討します。
- ②十日町らしい街並み景観形成を促進するため、景観法 $^{8)}$ に基づく景観条例の制定に向けた検討を進めます。

3. 農村地域の整備

①心の豊かさを向上するために自然豊かな農村景観が求められている ことから、自然環境の保全や中山間農村地域の原風景である棚田な どの景観の維持に努めます。

【主要事業】

·中山間地域総合整備事業

4. 森林環境の保全

①市域の約7割を占める森林区域は、国土の保全、地球温暖化の防止を含めた自然環境の維持、水源かん養などにおいて重要な役割を果たしています。このため、適地においては広葉樹なども対象とした造林を始め、森林の持つ公益的な機能を維持するとともに、乱開発の防止に努めます。

【主要事業】

・森林整備推進事業

- 7)ユニバーサルデザイン:バリアフリーは、障がいによりもたらされるバリア(障壁)に対処するとの考え方であるのに対し、ユニバーサルデザインは、あらかじめ障がいの有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方。
- 8)景観法:良好な景観は、国民共通の資産として整備、保全を図るという理念を掲げ、都市、農山漁村などにおける良好な景観形成を促進し、個性的で活力ある地域社会の創造を目指すもので、美しく品格のある国土の形成を目的として平成16年6月制定された法律。

(2) 土地利用関連計画の見直し



- ●市町村合併に伴い、都市構造が大きく変化しています。このため、市域を「市街地・住宅地域」「農業生産地域」「森林地域」に種別区分し、都市計画法や農業振興地域の整備に関する法律、農地法、森林法などの個別法により定められた計画について見直す必要があります。
- ●都市計画区域は、十日町地域、川西地域で設定されていますが、他の3地域には都市計画区域が設定されていません。このため、全市を一体的に調査した上で、新たな都市計画区域の設定が必要です。
- ●本市の農業振興地域整備計画では、十日町・川西・中里地域については農用地区域の指定を一筆毎に管理する「地番指定」により、松代・松之山地域については地図上に範囲を示す「範囲指定」により管理を行っています。このため、指定管理方法の統一と、精度の向上を図る計画の見直しが必要です。

1. 都市計画の見直し

①都市計画マスタープランに基づき、将来都市の目標像を、無秩序な市街地の拡大を抑制したコンパクトな都市 9)づくりと定め、都市計画の見直しを行います。

【主要事業】

・まちづくり計画策定事業 (土地利用計画策定など)

2. 農業振興地域整備計画の見直し

①秩序ある土地利用、農地の効率的な利用、及び優良農地の保全を図るため、農用地区域の指定・設定 状況等の精査を行い、農業振興地域整備計画の見直しを行います。

9)コンパクトな都市:豊かな緑が広がる環境の中で、車に依存することなく、生活しやすい住宅・学校・商店・福祉施設などが適切に配置された地域と、広域的・機関的な医療、商業、娯楽などの都市機能が集積した地域が公共交通ネットワークで結ばれた都市。また、中心部と周辺部が適切な役割分担を担いながらネットワークで結ばれていく都市。

(3) 地籍調査の推進



現状と課題

- ●地籍調査の未了地域の登記簿及び公図は、明治初期に作られた地図を基にしたもので土地の境界が不明確なものや、面積が不正確なものが少なくありません。このため、境界の確定、土地取引及び公共事業を行う上で大変な労力と経費を費やしているのが現状です。また、固定資産税の課税に正確なデータが反映されないことが課題です。
- ●十日町地域の市街地の住所が明治時代の登記簿に基づいているため、行政区名(通称名)に比べて分かりにくい住所となっており、緊急車両などの出動や郵便物の配送に支障がでています。そのため、分かりやすい住所表示に替えることが課題です。

地籍調査の実施状況

平成 22 年 4 月 1 日現在

事業開始 年 度	昭和 34 年度	444	地域名	計画面積 (k㎡)	完了済面積 (km²)	進捗率 (%)	備考
全体計画面積	504.46 (km²)	地域別	十日町	203.59	75.52	37.09	昭和 58 年度休止平成 15 年度再開
完了済	207.39	実施	川西	72.73	72.73	100.00	昭和 53 年度時開 昭和 53 年度完了
面積	(km²)	状	中里	56.92	56.92	100.00	昭和 55 年度完了
\# \# \ *	41.11	況	松代	87.42	0.69	0.79	地籍調査未実施
進捗率	(%)		松之山	83.80	1.53	1.83	地籍調査未実施

(資料:都市計画課)

※完了済面積は国土調査法第 19 条 5 項指定(区画整理・ほ場整備)の換地面積を含む

1. 地籍調査事業の推進

- ① 地籍調査の成果は、土地に関するあらゆる施策の基礎資料として活用できるので、未了地域の調査を推進します。
- ②十日町地域の市街地の住所は、地籍調査の実施に併せて登記簿上の 土地地番を変更することにより、分かりやすい表示に改めます。

【主要事業】

・地籍調査事業

【まちづくりの目標値】

項目	現 状	目標	
地籍調査進捗率	41.1%	41.7%	
※()は市街地内の進捗率	(0%)	(16.2%)	
本()は中国地内の進沙学	(平成 21 年度)	(平成 27 年度)	

※国土調査法第19条第5項指定(区画整理・ほ場整備)の換地面積含む